

業界初!

く ら ぶ
まもりす倶楽部

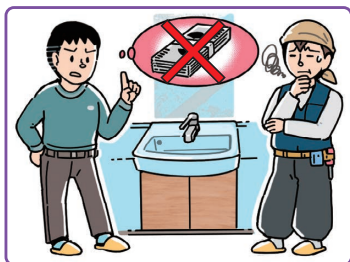
被害トラブル弁護士費用保険

(争訟対応費用保険)

こんなトラブルはありませんか？



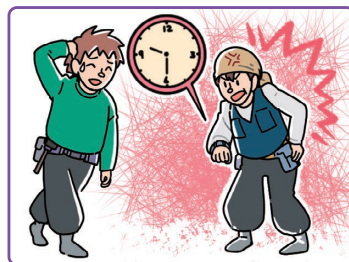
正しく施工したにも関わらず、施主さまから過度なやり直し工事を要求されている。



施主さまから思っていた仕上がりと異なるので代金を支払わないと言われた。



近隣から騒音に関する過度なクレームを受け、業務妨害を受けている。



無断遅刻、無断欠勤を頻繁に行う従業員の処分を検討したい。

まもりす倶楽部が解決策をご用意しました!!

① 一般的な法律相談なら何度でもできる

無料サービス(=コンシェル)をご利用できます!

申込受付中

サービス開始は
2020年4月から

さらに

② トラブル解決に必要な

弁護士費用を保険金でお支払いします!

民法改正に関する
ご質問・ご相談も
承ります!



コンシェル

保険金額

1事故限度額：100万円
期間中限度額：300万円

保険料

18万円/年～
→月々に換算すると…

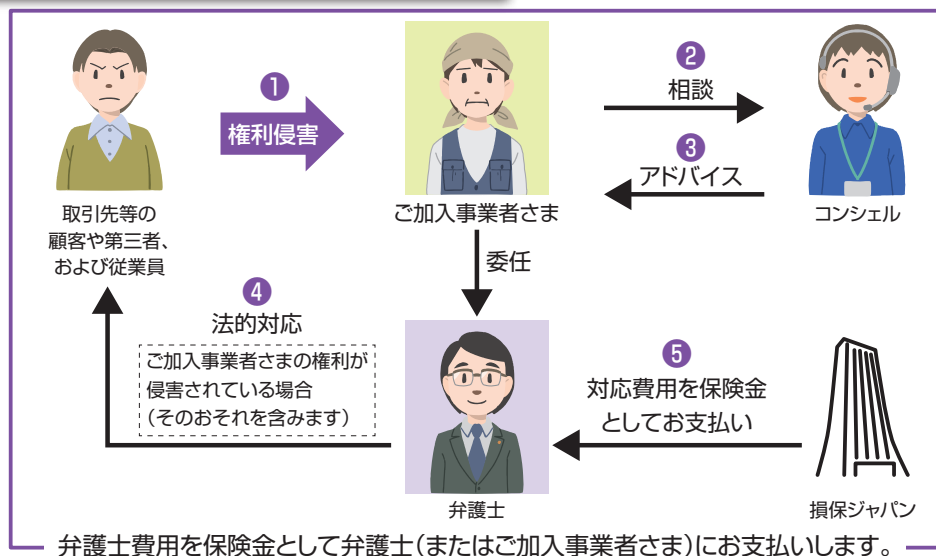
1.5万円!!～

対象となる争訟

業務妨害に関する争訟	ご加入事業者さまが受ける業務妨害行為に関連して生じた争訟をいいます。ただし、日本国内で受けたものにかぎり ます。
債権債務に関する争訟	ご加入事業者さまの日本国内の債権または債務に関連して生じた争訟をいいます。
労働に関する争訟	ご加入事業者さまと雇用関係にある従業員(派遣従業員も含まれます。)との間に生じた争訟をいいます。
契約行為に関する争訟	日本国内で被保険者が契約の当事者となって行う、 初年度契約の始期日以降に締結した賃貸借契約、売買契約もしくは請負契約 に関連して生じた争訟をいいます。

※初年度契約の始期日よりその日を含めて60日以内に発生した争訟は対象外となります。ただし、犯罪被害によるものは含みません。

ご利用の流れ



- 1 ご加入事業者さまが権利侵害をされているのではと感じたら…
- 2 ご加入事業者さまがコンサルに電話で相談を実施
- 3 コンセルよりご加入事業者さまにアドバイスを実施
- 4 ご加入事業者さまの権利が侵害されている場合(そのおそれを含みます)、ご加入事業者さまが弁護士に委任し、ご加入事業者さまに代わって相手方に対して法的対応を実施
- 5 法的対応に要した費用を弁護士に保険金としてお支払い

ご注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、相談窓口(コンサル)に相談があったうえで、損保ジャパンが指定する第三者機関が争訟と判断した事案に関する費用のみが対象となります。

※弁護士を指定することも可能です。ただし、事前に損保ジャパンが承諾した場合にかぎりです。
なお、日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外となるのでご注意ください。

コンサルとは?



一般的な法律相談や
法制度上のご助言をいたします!

電話オペレーターと弁護士が

常駐する無料相談窓口です。

契約問題

労働

債権回収

違法行為被害

ご加入をご検討の方は・・・

下記連絡先までお問い合わせください。

まもりす倶楽部事務局

TEL:03-6435-8873

このチラシは概要のご説明です。詳しい内容はパンフレットをご覧ください。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<取扱代理店>

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38
芝公園三丁目ビル
TEL:03-6435-8873 FAX:03-5733-5322
ホームページアドレス: <https://www.mamoris.jp/>
受付時間: 平日 午前9:00~午後5:30まで
(年末年始を除きます。)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

SOMPO
営業開発部第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-3322 FAX:03-6388-0155
公式ウェブサイト: <https://www.sompo-japan.co.jp/>
受付時間: 平日 午前9:00~午後5:00まで
(年末年始を除きます。)